

第369回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和3年9月

矢 板 市

提出議案説明書

第369回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、補正予算6件、決算の認定7件、条例の一部改正5件、人事案件3件及びその他2件の計23件であります。

議案第1号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出にそれぞれ5億9,570万円を追加計上し、予算総額を139億8,740万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、財政管理費、企画調整費、電算化推進事業、地域安全活動推進事業及び戸籍住民基本台帳事務費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業、介護保険特別会計繰出金及び児童福祉対策事業に係る経費を追加計上いたしました。

衛生費におきましては、塵芥処理事業に係る経費を減額いたしました。

農林水産業費におきましては、農業振興事業及び農業経営基盤強化促進対策事業に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、市道維持管理費、認定外道路整備事業、市営駐車場管理費、都市公園維持管理費、長峰公園整備事業及び片岡地区市街地整備事業に係る経費を追加計上いたしました。

消防費におきましては、非常備消防活動費及び防災活動推進事業に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小・中学校一般管理費、社会教育振興費、保健体育総務費及び体育施設費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、4月の人事異動による過不足の調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を追加計上し、市債を減額いたしました。

あわせまして、地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第2号 令和3年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ1億8,802万円を追加計上し、予算総額を33億5,382万円に補正しようとするものであります。

歳入には、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金を追加計上し、歳出には、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を追加計上いたしました。

議案第3号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ5,025万9千円を追加計上し、予算総額を36億6,505万9千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金及び繰越金を追加計上し、歳出には、総務費、保健事業費及び諸支出金を追加計上いたしました。

議案第4号 令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いては、歳入歳出にそれぞれ922万円を追加計上し、予算総額を4億1,632万円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰越金を追加計上し、歳出には、後期高齢者医療広域連合納付金を追加計上いたしました。

議案第5号 令和3年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を170万円減額し、水道事業費用総額を7億2,430万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を300万円減額し、資本的支出総額を5億3,500万円に補正しようとするものであります。

議案第6号 令和3年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を42万5千円増額し、下水道事業費用総額を7億4,952万5千円に補正しようとするものであります。

議案第7号から議案第13号までの7議案については、令和2年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算の認定についてであり、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、それぞれ議会の認定に付するものであります。

参 考 地 方 自 治 法（抜粋）

（決算）

第233条 第1項及び第2項省略

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さな

ければならない。

4 省略

- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

以下省略

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（決算）

第30条 第1項から第3項まで省略

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（カッコ内省略）に付さなければならない。

以下省略

議案第14号 矢板市印鑑条例の一部改正については、市庁舎内に設置している証明書の自動交付機を廃止することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 矢板市行政財産使用料条例の一部改正については、学校体育館への空調設備設置に当たり、その使用料を定めることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市手数料条例の一部改正については、個人番号カード再発行手数料徴収事務の地方公共団体情報システム機構から市への委託に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正については、矢板市立豊田小学校が令和4年3月31日で閉校になることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正については、矢板市立学校給食共同調理場の統合及び配送校の変更に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります岡友美氏が、令和3年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第4条 第1項省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります桑野厚氏が、令和3年12月31日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります富川淳子氏が、令和3年12月31日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市■■■■■■■■■■、善林景子氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）省略

議案第22号 令和2年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和2年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第32条 第1項省略

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
以下省略

議案第23号 令和2年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和2年度矢板市下水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。